

## 議 事 録

平成29年9月28日(木) 午後2時から福井市役所本館8階 第8会議室A Bにおいて  
9月定例会が開催された。

### ○議事

#### 1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第14号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について	原案どおり 可決
第15号議案	農用地利用集積計画の決定について	〃
第16号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第17号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第18号議案	現況証明について	〃
第19号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第20号議案	農地・非農地判断について	〃
第21号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	〃

#### 2 報告事項

報告番号	報 告 名
第14号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第15号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
第16号報告	農地法施行規則第29条第1号の規定による転用の届出の確認について
第17号報告	農地法施行規則第53条第14号の規定による転用の事業計画の確認について
第18号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第19号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消の確認について
第20号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第21号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第22号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について

#### 3 その他

○出席委員 23名

1番	小寺義則	
2番	田谷美千代	
3番	伊藤義明	
4番	小寺辰夫	
5番	鈴木肇	
6番	武澤義明	(会長職務代理者)
7番	吉川孚	
8番	加藤新市	
9番	阿部勝征	
10番	細江昭夫	(会長)
11番	北川健	
12番	池田敏雄	
13番	市村武男	(参与)
14番	浅川健次	
15番	北定	
16番	長谷川忠夫	
17番	田端秀雄	(参与)
19番	池森幹夫	
20番	堀内敏正	
21番	廣部厚	
22番	山本清幸	(参与)
23番	吉田光範	
24番	田村洋子	

○欠席委員 1名

18番 笠原英夫

○説明のため出席した者

農政企画室

主 査 高 橋 齊

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長 石 川 行 芳

局次長 橋 本 龍 一

主 任 高 間 紀 英

主 幹 藤 田 收

主 査 中 出 剛 史

主 査 小 林 恵 美

主 事 伊 藤 剛

主 事 富 平 一 博

主 事 田 中 忠 夫

開 会 午後 2 時

(細江会長挨拶)

10 番  
細江会長  
(議 長)

それでは、ただ今から 9 月の定例会を開催いたします。  
なお、笠原委員より欠席の連絡を受けております。  
また、廣部委員は、少々遅れるとのことでした。  
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第 18 条第 2 項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。  
それでは、私の方から指名させていただきます。  
委員番号 9 番 阿部委員、11 番 北川委員、ご両名よろしく申し上げます。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあります会議次第のとおりでございますが、はじめに市長より意見を求められている案件を審議し、農業委員会の案件に移りたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。  
それでは、議事に入ります。  
第 14 号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。  
なお、第 14 号議案中、下筋生田地区の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号 9 番 阿部委員には審議終了まで退席をお願いします。

(阿部委員 退席)

議 長

それでは、第 14 号議案中、下筋生田地区の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局

(第 14 号議案中、下筋生田地区の農用地利用集積計画 説明)

農政企画室

(第 14 号議案中、下筋生田地区の農用地利用配分計画 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 14 号議案中、下筋生田地区の案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）について、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。  
よってそのように決しました。  
阿部委員に入場をお願いします。

（阿部委員 入場）

議 長

阿部委員に報告します。第 14 号議案中、下筋生田地区の案件につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。  
次に、第 14 号議案中、下筋生田地区を除く案件を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

（第 14 号議案中、下筋生田地区以外の農用地利用集積計画 説明）

農政企画室

（第 14 号議案中、下筋生田地区以外の農用地利用配分計画 説明）

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

（特に声なし）

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第 14 号議案中、下筋生田地区を除く案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）についてご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。  
よってそのように決しました。  
したがって、第 14 号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、農用地利用配分計画（案）に対しては異議なしと意見決定いたしました。  
続きまして、第 15 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 15 号議案 説明)

議 長

ただいまの説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 15 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

続きまして、第 16 号議案「農地法第 3 条第 1 項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 16 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 16 号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

続きまして、第 17 号議案「農地法第 5 条第 1 項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 17 号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました伊藤委員から報告をお願いします。

3番  
伊藤委員

(第17号議案 現地調査報告)

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第17号議案を、原案のとおり許可することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

したがいまして、第17号議案の1番と3番の案件は福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされた場合及び開発行為許可を条件に許可することとし、2番の案件は原案のとおり許可することとします。

続きまして、第18号議案「現況証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第18号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました伊藤委員から報告をお願いします。

3番  
伊藤委員

(第18号議案 現地調査報告)

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第18号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。  
よってそのように決しました。  
続きまして、第 19 号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」  
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 19 号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番  
委員でありました伊藤委員から報告をお願いします。

3 番  
伊藤委員

(第 19 号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第 19 号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり回答す  
ることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。  
よってそのように決しました。  
続きまして、第 20 号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

(第 20 号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現況調査を行っておりますので、その結果を当番  
委員でありました伊藤委員から報告をお願いします。

3 番  
伊藤委員

(第 20 号議案 現況調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。



5番  
鈴木委員

第20号議案に山林とか原野とか記載されていますが、その違いとは何ですか。

事務局

山林というのは樹木が生えて覆われているところですが、原野はそうした樹木に覆われていない、ということです。

議長

他にございませんか。

(他に声なし)

議長

他にないので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。

第20号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。  
よってそのように決しました。

続きまして、第21号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第21号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました伊藤委員から報告をお願いします。

3番  
伊藤委員

(第21号議案 現地調査報告)

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。

第21号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第 14 号報告ないし第 22 号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 14 号ないし第 22 号報告)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

3 番  
伊藤委員

16 号報告のところで、面積が 64.60 m<sup>2</sup>とありますが、備考でビニールハウスが 42.5 m<sup>2</sup>となっています。878 m<sup>2</sup>の内のことだと思いますが、面積の不一致の理由を教えてください。

事務局

コンクリート舗装した駐車場の面積の部分とビニールハウス内の一部、農機具格納庫のところをコンクリート舗装した場所の面積の部分の合計が 64.60 m<sup>2</sup>ということです。

12 番  
池田委員

15 号報告のところで、時効とありますが、なぜここで時効が出てきたのか教えてください。

事務局

農地の取得には、農地法の許可が必要ですが、民法の規定により、特定の条件のもとで占有すると、その所得権を主張できることになっています。時効で農地を取得した場合、農業委員会にその旨を届け出る必要があります。

21 番  
廣部委員

たとえば、20 年以上仮登記のまま農地を耕作していた人は、その土地の所得権が得られるということではないのでしょうか。

事務局

裁判所が判断することですが、条件を満たしていれば、所有権を主張することができるかと認識しています。

議 長

他にございませんか。

(他になし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程について説明)

議長

本日の審議内容の総括を、武澤会長職務代理者よりお願いします。

6番

(審議内容総括)

武澤会長  
職務代理者

議長

これをもちまして、9月の定例会を閉会いたします。  
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉 会 午後3時